

憲法改悪反対、集団的自衛権行使反対、 憲法調査会はただちに解散せよ

衆議院憲法調査会は一五日、最終報告書を自民、民主、公明の賛成多数で決定し、衆議院議長に提出しました。参議院憲法調査会は、二〇日に最終報告書を提出する予定です。自民党は一月に憲法改正案を発表、民主党も〇六年中に憲法改正案をまとめる予定になっています。

一五日に提出された衆議院憲法調査会の最終報告では、第九条にかかわっては、「九条一項の戦争放棄の理念堅持。自衛権の行使として必要最小限の武力行使を認める意見多数。集団的自衛権の是非は意見が三分」「非軍事分野に限らず国連の集団安全保障活動に参加すべきだとの意見多数」となっています。「調査会の枠組みを維持し、憲法改正手続き法の起草及び審査権限を付与するとの意見多数」として、憲法の「改正」にまで踏み込んでいます。

憲法調査会は、二〇〇〇年一月に、「日本国憲法について広範かつ総合的に調査をおこなう」（報告書は）調査の経過と結果（をのべる）」として、設置されたものです。五年をめどに設置された憲法調査会に、設置時に与えられた任務を超えて、憲法改正の手法の起草・審査権限を与える方向を打ち出しています。

最終報告書は、こうした設置の目的を果たしていません。それどころか理由や根拠を明らかにしないまま、議員の意見の多寡が示されているだけで、国民に考える手がかりを示していません。小沢隆一静岡大学教授は、「憲法論議は『数』の問題ではなく、大事なものは『理』の問題です」「改憲派は、『理』の部分で自信がないから意見の多寡を示したに過ぎない」と指摘しています。

第九条改定の最大のねらいは、自衛隊を武力行使の目的で海外に派兵することです。その一つは、国連の決議にもとづいて多国籍軍へ参加することです。湾岸戦争では国連決議がありました。多国籍軍が組織され、イラクを攻撃しクウェートから排除しました。日本は第九条があるために、多国籍軍への参加はできませんでした。日本の「国際貢献」は、湾岸戦争終了後に機雷除去のために掃海艇を派遣すること、多額の戦費を負担することでした。そのため、日本政府にとっては、「汗を流せなかった」「血を流せなかった」が湾岸トラウマになったといわれています。

二つ目は、「集団的自衛権の行使」です。国連の決議がないままに米軍の軍事行動に協力し、武力行使をおこなうことです。政府は、集団的自衛権は固有の権利としてあるが、第九条によってその行使は許されていない、とくり返し述べています。しかし、報告書は、「国連の集団安全保障活動に参加すべきの意見は多数」とし、「最小限度の武力行使を認める」は意見があったとして、集団的自衛権行使への道を開く可能性を残しています。

この報告書に対して、「憲法見直し作業に向けて今後の指針となる」（自民）、「報告書の作成を一つのスタートラインとして、第二ステップに進むことを期待」（民主）、「憲法論議はいよいよこれから本番が始まるのだ」（公明）と、それぞれの党が報告書を評価しています。

私たちは、次のことを強く求めます。

- 一、憲法調査会は、ただちに解散すること
 - 一、国民投票法は、断念すること
 - 一、憲法「改正」は、絶対におこなわないこと
- 右、決議します。

二〇〇五年四月一六日

埼玉県高等学校教職員組合第一回分会・専門部代表者会議